

機密保持規程

文書名	機密保持規程
管理番号	C 0 5 - 0 8
承認日	2022年9月30日

(目的)

第1条 本規程の目的は公益社団法人全国愛農会（以下「本会」という）の認証に関する業務における機密保持に関する事項を定めることである。

(定義)

第2条 本規程において「機密」とは本会が認証に関する業務を行ううえで得られた、または生じたすべての情報をいう。

2 認証に関する業務を行ううえで得られたすべての情報とは認証事業に関する書類・写真・デジタルデータ、認証申請者および認証事業者から得られた、または生じた情報の一切、これに関する資料ならびに複写物および複製物をいう。

3 本会は第三者から得た認証申請者および認証事業者に関する情報を機密情報として取り扱う。

(機密の保持)

第3条 認証に関する業務を行う者、本会の役職員、またはこれらの者であった者は、本会が認証に関する業務を行ううえで得られた機密を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。

(機密の管理)

第4条 会長は機密の管理を認証業務部長に委任することができる。

2 会長は機密を指定しこれを見ることのできる者の範囲を以下に定める。

(1) 認証に関する業務を行う者 (2) 本会の役職員

3 会長は機密に朱印を押捺するなど適切な方法で機密である旨を表示する。

(機密の解除)

第5条 会長は機密の本来の所有者である認証申請者および認証事業者の書面による事前承認を得て機密を解除することができる。

2 会長は内部監査があるときは内部監査規程に基づき、認証申請者および認証事業者の事前承認を行うことなく機密を解除することができる。

3 会長は監督官庁および独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる監査があるときはこれに協力し、認証申請者および認証事業者の事前承認を行うことなく機密を解除することができる。

4 本会はJAS法および他の法律で第三者に情報を開示する場合は、当該認証申請者および認証事業者にその旨を通知する。

5 前項の通知は、本会が認証業務規程第43条に規定する公平性委員会から情報開示を求められた場合は省略することができる。

6 JAS法第19条第4項により、本会が保有する情報について他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き情報を提供する。

(制裁)

第6条 本規程に違反した場合はこれにより本会に生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか機密保持に関して必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

1. この規程は2010年3月1日から適用する
2. 2012年6月30日改定
3. 2013年2月23日改定
4. 2014年1月6日改定
5. 2017年2月24日改定
6. 2018年3月11日改定、2018年4月1日より発効
7. 2018年12月10日改定
8. 2022年9月30日改定、2022年10月1日より発効